

「くまもと県民文化賞」事務取扱要領

「くまもと県民文化賞」表彰要項(以下、「要項」という。)第7条の規定に基づき、表彰事務に係る必要事項は、この要領で定める。

1 表彰の対象について

(1) 要項第2条第1項関係(本賞)

表彰の対象となる文化活動

おおむね次の(ア)から(ウ)のような活動をいう。

- (ア) 音楽、演劇、舞踊、文学、美術、工芸、茶道、華道等の実践活動
- (イ) 文化的資源等の保存、継承、調査、研究、公開、活用等の活動
- (ウ) 服飾、食生活、園芸、伝統工芸等の実践活動

表彰の対象となる団体等

おおむね次の(ア)及び(イ)の要件を備えている団体又は個人を対象とする。

- (ア) 継続性：活動に継続性があり、当該地域の文化活動として今後のさらなる充実が期待できること。
- (イ) 普及性：活動を通じて地域の文化活動の活性化及び普及に影響を及ぼし、その地域の発展に役立つことが期待できること。

(2) 要項第2条第2項第1号関係(夢部門)

表彰の対象となる文化活動

- (1) の規定と同様とする。

表彰の対象となる団体等

おおむね次の(ア)及び(イ)の要件を備えている団体又は個人を対象とする。

- (ア) 将来性：活動の内容に、今後のさらなる活躍が期待できること。
- (イ) 共感性：活動の内容が、県民に広く受け入れられ、表彰することについて共感を呼ぶことが期待できること。

表彰件数

毎年、原則として2件程度とする。ただし、要件及び詳細基準を満たす推薦が多数あった場合はこの限りでない。

(3) 要項第2条第2項第2号関係(特別賞)

前2項に定めるもののほか、本県の文化を代表する極めて顕著な功績を収め、県民の文化活動に対して、励みと希望を与えた個人又は団体を表彰する。

2 詳細基準について

要項第2条各項で定める表彰の詳細基準等は、下記のとおりとする。

(1) 要項第2条第1項関係(本賞)

| 項目 | 本賞 |
|------|--|
| 詳細基準 | 次のいずれかに該当すると認められるもの。 【団体】 当該分野で県内におけるリーダー的な存在であるもの。 当該分野において、全国的な評価を受けているもの。 地域を代表する文化活動と認められるもの。 【個人】 個人的文化活動において、県内における第一人者としての地位を確立していること又はリーダー的な存在であることなど、特に顕著な功績が認められるもの。 団体の指導者として、卓越した指導力を発揮し、特に顕著な功績が認められるもの。 |
| 活動期間 | おおむね10年間継続 |
| 備考 | |

(2) 要項第2条第2項第1号関係(夢部門)

| 項目 | 夢部門 |
|------|---|
| 詳細基準 | 【団体及び個人共通】 全国規模で開催される大会、コンクール等において優勝する等、優秀な成績を収め、特に将来において期待されるもの(教育機関を含む)。 |
| 活動期間 | 推薦の日の属する月を含む前1年間 |
| 備考 | 過去の実績も加味する。 |

(3) 要項第2条第2項第2号関係(特別賞)

| 項目 | 特別賞 |
|------|---|
| 詳細基準 | 次のいずれかに該当すると知事が認めるもの。 本県文化の振興に多大な功績があったもの。 世界的又は全国的に高く評価されているコンクール等で受賞するなど、その活動が多くの人々の共感を得ており、県民の誇りとなるもの。 |
| 活動期間 | |
| 備考 | |

3 推薦手続きについて

要項第3条第1項及び第2項第1号の推薦は、次の手順により、市町村長、熊本県教育長及び熊本県文化協会長が、知事に受賞候補団体(者)推薦書を提出することにより行う。その際、必要に応じて、参考資料を付すものとする。

(1) 推薦依頼等

- ・ 県は、市町村長、県教育長及び県文化協会長に受賞候補団体(者)の推薦を依頼する。
- ・ 県は、別途、県庁各課に、受賞候補団体(者)の有無等に関する調査を依頼する。

(2) 受賞候補団体(者)についての情報提供

- ・ 県庁各課は、企画振興部長に、受賞候補団体(者)の調査書を提出する。
- ・ 企画振興部長は、受賞候補団体(者)調査書を、必要に応じて、各市町村長、県教育長及び県文化協会長に、提供するものとする。
- ・ 受賞候補団体(者)調査書の提供を受けた各市町村長、県教育長及び県文化協会長においては、本調査書を、本受賞候補団体(者)を推薦するうえで参考とするものとする。

(3) 推薦書の提出先

- ・ 市町村長は、当該市町村教育長及び管内公立文化施設に照会のうえ、受賞候補団体(者)推薦書を、最寄りの県広域本部又は地域振興局を經由して、県企画振興部長に提出するものとする。ただし、熊本市においては、直接、

県企画振興部長に提出するものとする。

- ・ 県広域本部長又は地域振興局長は、市町村長から受賞候補団体（者）推薦書が提出されたときは、当該教育事務所長と協議して、県企画振興部長に送付するものとする。その際は、その適否について、意見を付すものとする。
- ・ 県教育長及び県文化協会長は、受賞候補団体（者）推薦書について、直接、県企画振興部長に提出するものとする。

4 熊本県文化振興審議会への諮問

県企画振興部長は、推薦書の提出があった受賞候補団体（者）について、「くまもと県民文化賞」表彰要項及び本要領に基づき予備審査を行ったうえ、詳細基準を満たすものを熊本県文化振興審議会に諮るものとする。